

せたな町空家等除却補助金交付要綱

平成29年3月30日
せたな町訓令第23号

改正 平成31年3月20日訓令第13号
改正 令和2年1月6日訓令第1号
改正 令和3年2月1日訓令第4号
改正 令和4年1月11日訓令第1号
改正 令和7年5月2日訓令第45号

(目的)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、倒壊や建築部材の飛散のおそれがある危険な空家等の除却に要する費用に対して交付するせたな町空家等除却補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(補助対象空家)

第2条 空家等のうち解体、撤去及び処分補助対象となる建築物（以下「補助対象空家」という。）は、公共事業等の補償対象外で、所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定される「特定空家等」または住宅地区改良法第2条第4号に規定される「不良住宅」と認められたもの
- (2) 居住することが困難で、放置することで前号と同等の住宅になる恐れがあると認められたもの（以下、「対象住宅」という。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町税に滞納がない者であって、同一人につき、1回限りとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象空家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋課税台帳）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）
- (2) 前号に規定する所有者の相続人（以下「相続人」という。）
- (3) 前各号に該当する者から委任を受けた者

2 前項に規定する補助対象者のうち、次に掲げるものには補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員
- (2) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のい

ずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が発注する補助対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事であること。
- (2) 町内に本店又は営業所を有する法人又は主たる事業所を有する個人で、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること。
- (3) 第7条第1項の規定によるせたな町空き家除却補助金交付決定通知の日以降に着手する工事であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用に2分の1を乗じて得た額で、1敷地につき次の各号に掲げる金額を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 特定空き家及び不良住宅 50万円
- (2) 対象住宅 25万円

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に、せたな町空き家等除却補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (5) 委任を受けた代理人が手続きをする場合は、所有者又は相続人の委任状（様式第2号）
- (6) 登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
- (7) 補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
- (8) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (9) その他町長が必要と認める書類等

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金交

付却下決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知する。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定する場合において、必要があるときは当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

（変更または中止）

第8条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止しようとするときは、空家等除却補助金変更（中止）申請書（様式第6号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認について可否を決定し、空家等除却補助金変更（中止）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

- 3 町長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助金工事が完了したときには、速やかに空家等除却補助金完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 工事請負契約書の写し
- （2） 工事完了写真
- （3） 工事代金領収書
- （4） 廃棄物処理に関する処分証明書
- （5） その他町長が必要と認める書類等

（補助金の交付額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、補助金の交付額を確定し、空家等除却補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （3） 前2号のほか、町長が取消し相当と認める事由があったとき。

- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、空家等除却補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付の取消しをした場合において、既に補助金が交付されている時は期限を定めて、その返還を空家等除却補助金返還請求書（様式第11号）により通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年5月2日から施行する。